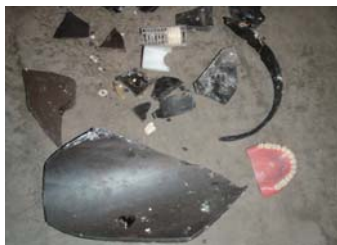


## 下水道を利用のみなさんへ

### 下水道に異物を流さないでください!

下水道は、地域の環境をより良くするための町民共有の財産です。  
施設の運転や補修などの経費は皆さまが納めている下水道使用料で賄われています。  
正しく使用することで経費を節減でき、施設の寿命も延びていきます。

写真は、マンホールポンプ内に詰まっていた異物を取り除いた際に出たものです。



プラスチック片・入れ歯



布きれ①・板状のもの



布きれ②



携帯電話・布きれ③



布きれ④



灯油引抜作業

異物が流れてくるたびに、ポンプが停止してしまいます。  
修理や調整には時間を要するだけでなく、多額の経費がかかります。  
ポンプが停止すると、マンホールから汚水があふれ、接続している建物の排水口に汚水が逆流する恐れがあります。  
また、天ぷら油などの廃食油を流すと、家庭内の排水施設や下水道管が詰まる原因になりますので、絶対に流さないでください。

## 水道を利用のみなさんへ

### ■水質検査について

幌延町では、安心・安全な水道水を提供するために、毎月、水道水の水質検査を行っています。検査結果は良好で、検査結果の詳細については、経済課管理グループのカウンターで自由に閲覧できるようになっています。  
また、水道水の汚れを防止するために、水道管内の掃除や水道管の更新を計画的に行っています。その際には、断水になることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

### ■水道の届出等について

水道について、次のときには必ず事前に届け出をお願いします。

- ・水道の使用を始めようとするとき
- ・水道の使用をやめるとき
- ・使用者が変わったとき（死亡などにより名義人が変わった場合も含む）
- ・用途（一般家庭用・官公署団体用・営業用など）が変わったとき
- ・長期間使用しないとき
- ・転居するとき

### ■検針について

幌延町では、水道メーターの検針を委託しています。毎月1日から7日くらいの間に検針を行いますのでご協力をお願いします。

幌延簡易水道～検針員 佐々木理佳さん 問寒別簡易水道～検針員 和田和子さん（7月検針より）

### 使用料について

水道・下水道の使用料は、施設の維持・管理等に使われています。  
使用料に未納があると、事業運営に支障をきたすので、必ず納付してください。

◆納め忘れを防ぐためにも口座振替をご利用ください。

※稚内信用金庫幌延支店、幌延町農協（本所・支所）、郵便局（幌延・問寒別）の窓口で口座振替の手続きができます。

### 問い合わせ先

経済課管理グループ

電話 5-1116 水道：内線259・260 下水道：内線252・267 告知端末機 5-8816